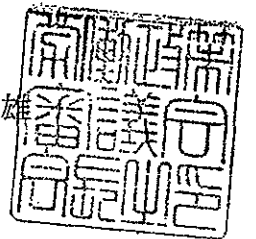


労審発第664号
平成24年5月29日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成24年5月29日付け厚生労働省発基安0529第1号をもって諮問のあった「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成24年5月29日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成24年5月29日付け厚生労働省発基安0529第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。